

市民生活

今日は終戦記念日です

8月15日は、62回目の終戦記念日です。戦争犠牲者を慰霊し、世界の恒久平和を祈念し、正午から1分間の黙とうを捧げましょう。

【問合せ先】総務課

原爆死没者名簿を掲示

「広島原爆供養塔納骨名簿」・「長崎原爆無縁死没者遺骨名簿」を、10月31日(水)まで市役所1階ロビーに掲示しています。心当たりのある方は名簿をご覧ください。

【問合せ先】総務課

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期限は平成20年3月31日までです

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日に公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、特別弔慰金が支給されます。

【給付内容】額面40万円の記名国債(10年償還)【対象】規定先順位の遺族1人※詳細は問い合わせを【問合せ先】生活福祉課

市議会が9月3日から開催

市議会定例会は9月3日(月)から開催されます。また、開会に先立ち、午前10時から市議会本会議場で松村純子氏(バイオリン)によるプチコンサート(20分程度)を行います。

【問合せ先】議会事務局

第4回市民まちづくり会議

【日時】8月20日(月)午後5時から【会場】市役所5階504会議室【予定議題】開発事業の状況が【傍聴定員】先着10人※当日午後4時30分～4時45分に市役所3階まちづくり課で受け付け

【問合せ先】まちづくり課

東町地区地区計画の変更原案の縦覧及び説明会の開催

【原案縦覧】9月4日(火)～18日(火)の午前8時30分～午後5時15分※土曜・日曜日、祝日を除く。9月5日(水)午後7時から市役所5階505会議室で説明会【縦覧区域】日野本町5～7丁目、大字日野各地内【縦覧内容】名称・位置及び区域・原案の内容【縦覧場所・問合せ先】市役所3階都市計画課

日野都市計画生産緑地地区の変更説明会及び原案の縦覧

平成19年度日野都市計画生産緑地地区の変更説明会及び原案の縦覧を行います。

【縦覧期間】9月4日(火)～18日(火)※9月4日(火)午後7時から市役所5階504会議室で説明会【位置・区域】生産緑地地区・日野市全域【縦覧内容】生産緑地地区の変更(追加・削除)【縦覧場所・問合せ先】市役所3階都市計画課

第178回東京都都市計画審議会

【日時】9月11日(火)午後1時30分から【会場】東京都庁第一本庁舎【付議予定案件】「東京都市計画道路幹線街路環状第2号線」が【傍聴定員】15人※申込多数の場合は抽選【申込み】8月22日(水)(消印有効)までに往復ハガキで。往信用裏面に住所、氏名、電話番号を記入し、〒163-8001東京都都市整備局都市計画課(☎03・5388・3225)へ

【選べる学校制度】の希望調査票を発送

来春新1年生になる市内在住の児童・生徒の保護者へ「選べる学校制度」の希望調査票を発送します。8月22日(水)までに調査票が届かない場合はご連絡ください。

ださい。

【提出期限】9月14日(金)【問合せ先】学校課

臨時職員募集

幼稚園教諭及び介助員

【勤務場所】市立幼稚園【応募資格】教諭は幼稚園教諭資格所持者

学校指導補助員

【勤務内容】小学1・2年生の授業支援【勤務場所】市内小学校【応募資格】小学校全科教諭免許状所持者

いずれも【応募方法】8月27日(月)までに履歴書(資格証明の写しを添付)を、〒191-8686日野市役所学校課へ郵送または持参

剪定枝の拠点収集(9月)

1束の長さ2メートル以内・1本の太さは5センチ以内です。事業所が出たものは受け付けません。

	午前9時～11時	午後1時30分～3時30分
6日(木)	四ツ谷下東公園	多摩平第1公園
7日(金)	御嶽上公園	高幡不動駅北第4駐輪場入口
12日(水)	旭が丘中央公園	リサイクル事務所
13日(木)	てっぺん山公園	さかい公園
18日(火)	日野中央公園	ハケ下公園
19日(水)	駒形公園	鳥と緑の国際センター
20日(木)	落川公園	日野台公園
24日(月)	新坂下公園	黒川地域広場
25日(火)	通称 ためき公園	沢田公園
26日(水)	さいかちぜき公園	まつばやし地区広場

福祉

福祉オンブズパーソンの苦情・相談日

【日時】9月7日(金)・13日(木)・21日(金)・28日(金)午前9時～正午※28日は午後2時～5時。相談希望の方は、事前に連絡を【会場】市役所2階福祉オンブズパ

ーソン室が【問合せ先】生活福祉課福祉オンブズパーソン担当

心身に障害のある方等へ手当や医療費を助成

心身に障害がある方を対象に、手当の支給や医療費を助成する制度があります。また、障害児を監護または養育している方を対象に手当を支給する制度があります。次の要件に該当する方は問い合わせてください。なお、既に受給されている方は申請の必要はありません。

特別障害者手当等(国制度)

重度の障害がある方に次の手当が支給されます。▽特別障害者手当【対象】心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳以上の方※施設に入所している方、3カ月以上入院している方を除く【手当月額】2万6千400円【支払方法】認定請求月の翌月から2・5・8・11月に口座振込み▽障害児福祉手当【対象】心身に重度の障害があるため、日常生活で常時介護が必要な20歳未満の方※施設に入所している方、障害を支給理由とする公的年金の受給者は除く【手当月額】1万4千380円【支払方法】認定請求月の翌月から2・5・8・11月に口座振込み

【対象】心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳未満の方※施設に入所している方、障害を支給理由とする公的年金の受給者は除く【手当月額】1万4千380円【支払方法】認定請求月の翌月から2・5・8・11月に口座振込み

【対象】心身に重度の障害があるため、日常生活で常時介護が必要な20歳未満の方※施設に入所している方、障害を支給理由とする公的年金の受給者は除く【手当月額】1万4千380円【支払方法】認定請求月の翌月から2・5・8・11月に口座振込み

【対象】心身に重度の障害があるため、日常生活で常時介護が必要な20歳未満の方※施設に入所している方、障害を支給理由とする公的年金の受給者は除く【手当月額】1万4千380円【支払方法】認定請求月の翌月から2・5・8・11月に口座振込み

●各種手当ての所得制限表 (単位=円)				
扶養数	特別児童扶養手当			
	本人	本人	本人	本人
0人	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000
4人	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000
5人	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000
1人以上と増える	380,000	213,000	380,000	213,000

※両手当とも、本人・配偶者・扶養義務者の所得制限(別表参照)があります

特別児童扶養手当(国制度)

障害児を監護または養育している方に支給されます。【対象】心身に障害がある20歳未満の障害児を監護または養育する方※障害児が施設に入所している場合、障害を支給理由とする公的年金を受給している場合を除く【手当月額】重度5万750円、中度3万3千800円【支払方法】認定請求月の翌月から4・8・11月に郵便貯金口座振込み※本人・配偶者・扶養義務者の所得制限(別表参照)あり

【対象】心身に障害がある20歳未満の障害児を監護または養育する方※障害児が施設に入所している場合、障害を支給理由とする公的年金を受給している場合を除く【手当月額】重度5万750円、中度3万3千800円【支払方法】認定請求月の翌月から4・8・11月に郵便貯金口座振込み※本人・配偶者・扶養義務者の所得制限(別表参照)あり

重度心身障害者手当(都制度)

心身に重度の障害があり、常時複雑な介護を必要とする方に手当が支給されます。【対象】都内に居住し住民登録している身体・知的・精神の2つ以上の重度の障害があり、常時介護を必要とする重度の障害がある3歳以上65歳未満の方【手当月額】月6万円※申請後、都心身障害者福祉センターへ行き、都が判定・認定【対象外】①20歳以上は本人・20歳未満は扶養義務者の所得制限(別表参照)・いずれも本人額が限度)を超える方②65歳以上の新規の方③施設に入所している方※詳細は問い合わせを

【対象】心身に重度の障害があり、常時複雑な介護を必要とする方に手当が支給されます。【対象】都内に居住し住民登録している身体・知的・精神の2つ以上の重度の障害があり、常時介護を必要とする重度の障害がある3歳以上65歳未満の方【手当月額】月6万円※申請後、都心身障害者福祉センターへ行き、都が判定・認定【対象外】①20歳以上は本人・20歳未満は扶養義務者の所得制限(別表参照)・いずれも本人額が限度)を超える方②65歳以上の新規の方③施設に入所している方※詳細は問い合わせを

【対象】心身に重度の障害があり、常時複雑な介護を必要とする方に手当が支給されます。【対象】都内に居住し住民登録している身体・知的・精神の2つ以上の重度の障害があり、常時介護を必要とする重度の障害がある3歳以上65歳未満の方【手当月額】月6万円※申請後、都心身障害者福祉センターへ行き、都が判定・認定【対象外】①20歳以上は本人・20歳未満は扶養義務者の所得制限(別表参照)・いずれも本人額が限度)を超える方②65歳以上の新規の方③施設に入所している方※詳細は問い合わせを

【対象】心身に重度の障害があり、常時複雑な介護を必要とする方に手当が支給されます。【対象】都内に居住し住民登録している身体・知的・精神の2つ以上の重度の障害があり、常時介護を必要とする重度の障害がある3歳以上65歳未満の方【手当月額】月6万円※申請後、都心身障害者福祉センターへ行き、都が判定・認定【対象外】①20歳以上は本人・20歳未満は扶養義務者の所得制限(別表参照)・いずれも本人額が限度)を超える方②65歳以上の新規の方③施設に入所している方※詳細は問い合わせを

【対象】心身に重度の障害があり、常時複雑な介護を必要とする方に手当が支給されます。【対象】都内に居住し住民登録している身体・知的・精神の2つ以上の重度の障害があり、常時介護を必要とする重度の障害がある3歳以上65歳未満の方【手当月額】月6万円※申請後、都心身障害者福祉センターへ行き、都が判定・認定【対象外】①20歳以上は本人・20歳未満は扶養義務者の所得制限(別表参照)・いずれも本人額が限度)を超える方②65歳以上の新規の方③施設に入所している方※詳細は問い合わせを

心身障害者(児)福祉手当(都・市制度)

障害の内容に応じて手当を支給しています。【対象・手当月額】①身体障害者手帳1・2級、進行性筋萎縮症、脳性まひまたは愛の手帳1

3度：都制度の方1万5千500円、市制度の方(規定上、都制度を受給できない方)1万2千円②身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度：8千円③難病(都から医療券を交付されていてB型C型肝炎・小児慢性疾患・小児精神病を除く難病に該当する方)：1万円【支払方法】申請月から4・8・12月に口座振込み【対象外】①20歳以上で所得制限額(別表参照。本人額が限度)を超える方②65歳以上の新規の方③施設に入所している方※詳細は問い合わせを

【対象】心身に重度の障害があり、常時複雑な介護を必要とする方に手当が支給されます。【対象】都内に居住し住民登録している身体・知的・精神の2つ以上の重度の障害があり、常時介護を必要とする重度の障害がある3歳以上65歳未満の方【手当月額】月6万円※申請後、都心身障害者福祉センターへ行き、都が判定・認定【対象外】①20歳以上は本人・20歳未満は扶養義務者の所得制限(別表参照)・いずれも本人額が限度)を超える方②65歳以上の新規の方③施設に入所している方※詳細は問い合わせを

【対象】心身に重度の障害があり、常時複雑な介護を必要とする方に手当が支給されます。【対象】都内に居住し住民登録している身体・知的・精神の2つ以上の重度の障害があり、常時介護を必要とする重度の障害がある3歳以上65歳未満の方【手当月額】月6万円※申請後、都心身障害者福祉センターへ行き、都が判定・認定【対象外】①20歳以上は本人・20歳未満は扶養義務者の所得制限(別表参照)・いずれも本人額が限度)を超える方②65歳以上の新規の方③施設に入所している方※詳細は問い合わせを

難病手当受給者の方にお願

医療券の有効期限に注意し、期限切れになる前に市健康課で手続きをしてください。その結果、更新された場合は新しい医療券のコピーの提出を、更新されなかった場合は市障害福祉課へその旨の連絡をしてください(難病手当受給者の方の現在ある医療券の有効期限は平成19年9月30日です)。

【対象】心身に重度の障害があり、常時複雑な介護を必要とする方に手当が支給されます。【対象】都内に居住し住民登録している身体・知的・精神の2つ以上の重度の障害があり、常時介護を必要とする重度の障害がある3歳以上65歳未満の方【手当月額】月6万円※申請後、都心身障害者福祉センターへ行き、都が判定・認定【対象外】①20歳以上は本人・20歳未満は扶養義務者の所得制限(別表参照)・いずれも本人額が限度)を超える方②65歳以上の新規の方③施設に入所している方※詳細は問い合わせを

【対象】心身に重度の障害があり、常時複雑な介護を必要とする方に手当が支給されます。【対象】都内に居住し住民登録している身体・知的・精神の2つ以上の重度の障害があり、常時介護を必要とする重度の障害がある3歳以上65歳未満の方【手当月額】月6万円※申請後、都心身障害者福祉センターへ行き、都が判定・認定【対象外】①20歳以上は本人・20歳未満は扶養義務者の所得制限(別表参照)・いずれも本人額が限度)を超える方②65歳以上の新規の方③施設に入所している方※詳細は問い合わせを

【対象】心身に重度の障害があり、常時複雑な介護を必要とする方に手当が支給されます。【対象】都内に居住し住民登録している身体・知的・精神の2つ以上の重度の障害があり、常時介護を必要とする重度の障害がある3歳以上65歳未満の方【手当月額】月6万円※申請後、都心身障害者福祉センターへ行き、都が判定・認定【対象外】①20歳以上は本人・20歳未満は扶養義務者の所得制限(別表参照)・いずれも本人額が限度)を超える方②65歳以上の新規の方③施設に入所している方※詳細は問い合わせを

【対象】心身に重度の障害があり、常時複雑な介護を必要とする方に手当が支給されます。【対象】都内に居住し住民登録している身体・知的・精神の2つ以上の重度の障害があり、常時介護を必要とする重度の障害がある3歳以上65歳未満の方【手当月額】月6万円※申請後、都心身障害者福祉センターへ行き、都が判定・認定【対象外】①20歳以上は本人・20歳未満は扶養義務者の所得制限(別表参照)・いずれも本人額が限度)を超える方②65歳以上の新規の方③施設に入所している方※詳細は問い合わせを

要なもの

①印鑑②医療保険証③身体障害者手帳、愛の手帳※既に受給者証がある方で平成18

(広告)

ご進物!! ご贈答品 ご家庭用にも!! “チキンサラミ(若鶏肉燻製品)味覚拔群本焼鳥”

◎AM9:00～PM7:00まで営業・日祭日休業 臨時休業の場合があります。製品案内お送りします。

ご注文はお電話で ☎・FAX 042(585)1941

〒191-0053 東京都日野市豊田3-41-17 中央線豊田南口駅前交番斜前方通行入口二軒目

多摩の名物 ゴダイシ 五太子商店



報告

市長の動き(7月後半)

【17日】広域連携サミット【18日】東京都市長会役員会議、東京たま広域資源循環組合理事会【20日】一般国道20号を促進する議員連盟設立総会、十一市競輪事業組合理事会・議会、四市競艇事業組合理事会・議会【23日】南多摩ニュータウン協議会総会【24日】多摩川架橋及び関連道路整備促進協議会総会・要請行動【25日】東京都市長会議、道路整備促進期成同盟会東京都協議会総会【28日】ひのよさこい祭開会式【30日】南多摩斎場組合議会臨時会【31日】多摩川架橋及び関連道路整備促進協議会要請行動